

第1755号 23

退 任	平成18. 2.23	理 事	辻 正 昭	雨竜郡北竜町字美葉牛74番地の1
同	同	同	藤 井 利 昭	同 字西川16番地の1
同	同	同	大 路 吉 久	同 字板谷167番地の1
同	同	同	近 江 博 信	同 字碧水36番地の5
同	同	同	藤 江 秀 俊	同 雨竜町字渭の津74番地82
同	同	監 事	下 村 功	同 北竜町字竜西39番地の9
同	同	同	河 野 朗	同 字岩村7番地の1

余市土地改良区

退 任 年 月 日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成18. 2.21	理 事	中 岡 武 雄	余市郡余市町豊丘町836番地

北海道告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成18年3月15日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年3月14日				北海道知事 高 橋 はるみ
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所		
瑞 生 第 2	地域水田農業支援排水対策特別（農業用排水）	北海道上川支庁		
白 糠	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	北海道釧路支庁		
摩 周 湖	同	同		
大 別	同	同		

北海道告示第203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（向東地区農免農道整備）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成18年3月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをするこ

とができる。
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年3月14日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第204号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

- 平成18年3月14日
北海道知事 高 橋 はるみ
- 保安林の所在場所 静内郡静内町字真歌13の1・18の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
 - 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年3月14日			北海道知事 高 橋 はるみ
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 小 樽 石 狩 線	石狩市新港中央2丁目202番2地先から	平成18. 3.14	
北海道札幌土木現業所	石狩市新港中央2丁目212番1地先まで		

- (4) 事業地
収用の部分 変更なし
- 6(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・76号水源地通）
- (3) 事業施行期間 平成13年7月6日から平成21年3月31日まで
- (4) 事業地
収用の部分 変更なし
- 7(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・192号雁穂めぐみ通）
- (3) 事業施行期間 平成13年4月13日から平成21年3月31日まで
- (4) 事業地
収用の部分 変更なし
- 8(1) 施行者の名称 札幌市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 札幌圏都市計画道路事業（3・4・199号新琴似6番通及び3・4・200号新琴似第1横通）
- (3) 事業施行期間 平成11年4月9日から平成21年3月31日まで
- (4) 事業地
収用の部分 変更なし

北海道告示第209号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月14日

北海道知事 高 橋 はるみ

2 収納代理金融機関の項戸井町漁業協同組合の事項中「戸井町漁業協同組合」を「戸井漁業協同組合」に改め、同項浦河漁業協同組合の事項中「浦河漁業協同組合」を「日高中央漁業協同組合」に改め、同項荻伏漁業協同組合、様似漁協協同組合、冬島漁業協同組合の事項を削り、同項えりも町漁業協同組合の事項中「えりも町漁業協同組合」を「えりも漁業協同組合」に改め、同項庶野漁業協同組合の事項を削る。